

日薬連発第 146 号

2025 年 2 月 28 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

【ご連絡】改正物流効率化法の省令・告示等について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり周知依頼がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願います。

<厚生労働省 医政局医薬産業振興・医療情報企画課からの連絡文>

新物効法について、ご連絡が続いており恐縮ですが、2 / 1 8 に公布された複数の省令・告示等について以下のとおりご連絡いたしますので、お手数ですが貴団体会員企業様への周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、いずれも施行日は令和 7 年 4 月 1 日となっております。

○（国交省 HP）https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000854.html

※上記国交省の HP において、以下を掲載しております。

- ①国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令
- ②貨物自動車運送事業者等の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ③貨物自動車関連事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ④荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ⑤貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針

○連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

※添付のとおり

※医薬品・医療機器産業の事業者のみなさまの中に、連鎖化事業者に該当する事業者はない認識です。ご参考です。

○荷主・連鎖化事業者の判断基準に対するパブリックコメントの結果概要

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=550004022&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=550004022&Mode=1)

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に関する意見募集の結果について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=155240942&Mode=1](https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1040?CLASSNAME=PCM1040&id=155240942&Mode=1)

上記の各省令等についてお問い合わせいただく際は、以下連絡先までお願いいたします。

=====

【お問い合わせ先】

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

担当：佐藤、瀬戸、新井

電話：03-3501-1511（代表）

=====